

播磨町児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル質疑に対する回答書

	質問項目	質疑内容	回答
1	播磨町児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。） 1 ページ 2 業務の概要 (5) 見積限度額	委託料は、どのような頻度（例：毎月、四半期ごとなど）で支払われますか。 支払いは、契約締結後や請求書提出後など、どの時点で行われますか。 その他、支払いに関する条件や注意点があればご教示ください。	委託料について、令和7年度は、10月末と1月末にそれぞれ3か月分を支払います。令和8年度以降は、4月末、8月末に4か月分12月末に3か月分、3月末に1か月分を支払います。 支払にあたり、委託者が指定する日までに、年間事業計画、個別の事業計画、事業費見積書、月間報告書、年間報告書の提出が必要です（仕様書 14 委託内容 4）関連する業務 (7) 事業計画と事業費見積書の提出 (8) 報告書の提出 参照）。
2	実施要領（様式第6号）職員配置予定一覧表	職員配置予定一覧表（様式第6号）に記載されているセンター長などの予定者は提案書提出時と運営開始時の変更は可能でしょうか。提出する職員配置一覧表に関しては提案の段階ではどの職種まで記載が必要でしょうか。	確実に職員配置ができることの確認のために、実施要領様式第6号「職員配置予定一覧表」に、すべての職種についての記載が必要です。ただし、採用予定の場合は、採用予定欄にその旨記載してください。配置予定者について、採用予定以外の理由で記載できない場合には別紙（任意様式）にその理由を記載し提出してください。
3	播磨町児童発達支援センター（仮称）事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。） 1 ページ 5 業務の実施時間	午前8時30分から午後5時15分を基本とするとありますが、保護者のニーズを鑑みて、延長支援を実施する際に5時15分以降の実施時間延長は可能でしょうか。	播磨町児童発達支援センターでは、その目的として「家族が安心して地域で子育てができる」ことをあげております。その目的のため、児童発達支援センター4つの中核的機能（「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」P.10～参照）に重点をおいて運営をしていきます。そのため、児童発達支援と保育所等訪問支援事業や巡回相談等を組み合わせることで、児童、家族、地域の支援者を支え、地域で発達を促す支援ができる体制を作ることをセンターの役割としており、児童発達支援においては地域の保育教育施設等で過ごすことを前提とした平行通園を考えております。そのため、児童発達支援は、午前または午後のみで、1日といった長時間の預かりは実施しません。 障害児通所支援等の時間割については、午前8時30分から午後5時15分の時間内で設定してください。ただし、職種により午後5時15分以降、勤務時間の範囲で業務の時間帯を弾力的に運用することは可能です。
4	仕様書 1 ページ 6 センター休業日	1) 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日について 土曜日の開所をしてもよろしいでしょうか。	土曜日の開所は可能ですが、土曜日開所にあたっては、委託者と協議を行ってください。
5	仕様書 7 ページ 12 職員の配置及び資格	仕様書には「センター職員の配置は次表のとおりとする。ただし、表中の雇用形態人数及び日数は最低基準とし、委託者との協議に基づく職員の増員等を妨げない（センター長を除く）」と記載されています。 見積限度額内に収め、かつ最適な運営体制を構築するために、職員配置や業務内容を調整した提案を行うことは可能でしょうか。	基本的に、職員配置の最低基準は、仕様書7ページの表のとおりです。ただし、児童発達支援センターの人員基準に沿って人員配置を調整した場合（仕様書7ページの職員配置の最低基準と異なる配置の場合）、実施要領様式第7号「勤務形態一覧表」の備考欄もしくは別紙（任意様式）で、仕様書にある業務に支障がないと判定できる説明をしてください。この場合も、必ず児童発達支援センターの人員基準を遵守してください。
6	仕様書 7 ページ 12 職員の配置及び資格	調理士の記載がありませんが、大丈夫でしょうか。	児童発達支援は、午前または午後の実施となるため食事の提供は行いません。そのため、調理師、栄養士の配置は必須ではありません。
7	仕様書 9 ページ	相談支援専門員について、成人の相談支援の実務経験がメインで	センターでは、中核的機能として相談事業に重点を置いています。相談支援専門員は、相談支援事

	12 職員の配置及び資格 4) 相談支援専門員	児童の相談支援の経験が少ない方でも問題ありませんでしょうか。業務にあたる前に十分な研修は行います。実務経験の期間に決まりはありますでしょうか。	業だけではなく、相談支援事業につなげるための基本相談についても対応する可能性があります。そのため、児童の相談支援の経験がない、もしくは経験が少ない方の配置は想定しておりませんが、もし、そのような方を配置する場合には、研修やフォロー体制について、別紙（任意様式）に記載し提出してください。
8	仕様書 10～11 ページ 12 職員の配置及び資格 10) 看護師 (2) 資格等	看護師の資格は、准看護師でも配置可能でしょうか。	看護師は、医療的ケア児へのケアを想定しているため、看護師国家資格を有する者の配置をしてください。
9	仕様書 12 ページ 14 委託内容 1) 障害児通所支援 (1) 児童発達支援	児童発達支援の定員について、定員 10 名とありますが、10 名以上への定員増加は可能でしょうか。	児童発達支援センター4つの中核的機能に重点を置いているため、児童発達支援の定員は 10 名が妥当と考えます。
10	仕様書 13 ページ 14 委託内容 2) 相談支援 (1) 基本相談 ③実施場所・回数	乳幼児健康診査実施場所に出張しての相談について月に 3 回実施とありますが、毎月の実施ということでしょうか。現行の乳児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の実施日程と時間をご教授ください。	乳幼児健康診査については、乳児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査それぞれ月 1 回、12:30～17:00（事後カンファレンス時間を含む）です。
11	仕様書 14 ページ 14 委託内容 2) 相談支援 (4) 親子教室	親子教室の費用は無償でしょうか。無償対応の場合、人数に制限を設けてもよいのでしょうか。費用（教材費）は実費を保護者に請求をしてもよろしいでしょうか。親子教室の送迎は免除されますか。	親子教室の利用料は無料です。教室の内容により実費を徴収する場合には、委託者と協議の上、その内容と徴収金額を利用者に明確に提示してください。また、事業費見積書及び年間報告書でその内容と徴収金額を委託者へ報告してください。 親子教室の送迎は想定していません。
12	仕様書 別紙 1	赤枠で印がされていない部屋の使用は可能でしょうか。	履行場所の播磨町福祉会館には、障害者基幹相談センター、総合相談、地域包括支援センター、成年後見センターが入っているため、2 階部分は共用での使用となります。もし利用する場合には、他機関との利用調整が必要になります。児童発達支援センターとして専有できるのは、3 階部分になります。
13	仕様書 別紙 1	屋上庭園は屋外遊技場、保育室は遊戯室ととらえてもよろしいのでしょうか。また、屋上庭園がアスファルト防水となっておりますが、屋外遊技場として使用可能な仕様に変更可能でしょうか。（人工芝を敷く等）設置費用は委託者が負担して下さるのでしょうか。	屋上庭園は、屋外遊技場として改修工事を予定しています。開設前に播磨町の負担で工事を実施します。
14	仕様書 別紙 2	図面の中に調理室、医務室、遊戯室の表記がありませんがパーティションでの区画整備での対応でもよろしいのでしょうか。	調理室については、食事提供をしないことから、現在兵庫県とその取扱いについて協議中です。 医務室と相談室は、2 階部分に設置する予定です。 遊戯室は 3 階部分をパーティション等で区切って設置する予定です。
15	その他	現在、播磨町在住の医療的ケア児の方のセンターでのお預かりのニーズはいかがでしょうか。	専門相談、児童発達支援への通所、教育保育施設への通園のニーズはあります。
16	その他	ひと月当たりの播磨町の平均の受給日数をお教えてください。	ひと月当たりの平均の受給日数は資料がありませんが、令和 5 年度の児童発達支援の実利用者数はひと月あたり 54 人です。